

## 「消費生活センター」ってどんなところ？

消費生活センターは地方公共団体が運営する、専門の相談員が消費者のための相談業務などを行う機関です。松伏町には町民のための消費生活センターが松伏町役場第二庁舎1階にあります。

消費生活に関する相談を電話や来訪で受け付け、問題解決のためのアドバイスやあっせんを行うほか、消費者被害を防止するための啓発活動なども行っています。

相談費用は無料です。秘密は厳守されます。1人で悩まずに、消費生活センターを気軽にご利用ください。

### 【相談例】

※身に覚えのない(わからない)請求のハガキやメールがきた。どうしよう。

※訪問販売(電話勧誘)で契約したが、勧誘された内容と違う。解約したい。

※エステの回数券を購入し、通っていたが、予約が取れない。中途解約をしたい。

※知人から儲け話を聞いた。誘われたが、どう思うか。

※クリーニングでシミを付けられたが、賠償してくれない。

※消費者金融やキャッシングで支払いが困難になった。生活できない。



### 松伏町消費生活センターからの注意喚起

民事訴訟又は国民訴訟センター等の名称で「総合消費料金(または消費料金)に関する訴訟最終通告のお知らせ」というハガキを送る架空請求の相談が急増しています。そのようなハガキが届いた場合、支払わずに無視して破棄する、又は町消費生活センターへご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ：教育文化振興課 ☎991-1873 / 企画財政課 ☎991-1815

## 人権 それは 愛

### だれかのためにできること

「ぼ金してほしい。」

わたしは、シーエムでこの言葉を耳にしました。よく聞いてみると、アフリカでは、おさない子ども達が学校に行けなかったり、病気になってしまったりすることが分かりました。わたしは、とてもおどろきました。どうしてわたしと同じくらいの子ども達が苦しんでいるのだろう…

次の日、わたしは姉といっしょにパソコンを見ました。今度は、まずしさのあまり、子ども達が働いていることを知りました。その子達は、学校に通えないそうです。パソコンの画面には、悲しそうになみだを流した子どもの顔が写っていました。そのすがたを見て、「わたしにできることはないかな。助けてあげたい。」と思いました。パソコンをやめて部屋にもどると、姉が使っていない文ぼう具を集めていました。姉は、自分にできることを必死にやっていました。わたしは、最初見ているだけだったけれど、「わたしもできる。」と思い使っていないえんぴつや消しゴムなどを集めました。見つけるとなんだかうれしくなってきました。遠い国の子ども達のことを思いながら、一生けん命さが

しました。あの子達は、書くものがあったら勉強できるのかな、ノートがあつたらうれしいかな、などと考えました。だれかのためにできることをすると、とても幸せな気持ちになりました。

こまっている友達に、「大じょうぶ。」というと、その子はうれしそうな顔をします。その顔を見ると、声をかけたわたしもうれしくなります。わたしの知らない遠い世界でも、こまっている人がたくさんいます。その人達のためにわたしもできることがたくさんあることが分かりました。ぼ金することや使っていない物をあげることも、こまっている人を助けることにつながります。

「すべての子どもにやさしい世界を」

ユニセフのポスターに書いてあった言葉です。みんなができることを進んでできる世界になってほしいです。わたしも、できることは進んでします。だれかが幸せになれることを願っています。いつでも笑顔の未来が待っていると信じています。

人権作文集～ころ～ より